

# 奨学資金貸付規程

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup> 済生会支部三重県済生会松阪総合病院

平成 19 年 7 月 1 日制定

改正	平成	20 年	7 月	1 日
	平成	22 年	4 月	1 日
	平成	24 年	4 月	1 日
	平成	29 年	9 月	12 日
	令和	3 年	9 月	1 日
	令和	4 年	7 月	1 日
	令和	7 年	11 月	20 日
	令和	8 年	2 月	12 日

## 済生会松阪総合病院奨学資金貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、済生会松阪総合病院（以下「当院」という）の看護職員の確保及び資質の向上を図るため、看護大学、看護短期大学、看護専門学校等（以下これらを「学校」という。）の学生に対し、在学中の必要経費の一部（以下「奨学資金」という。）を貸し付け、修学の便宜を図ることを目的とする。

### (貸付対象者)

第2条 当院の病院長は、次の各号のいずれにも該当する奨学資金の貸付を希望する者に対し、奨学資金を貸し付けるものとする。

- (1) 学校に在学中であること。
- (2) 学校卒業後、看護師免許を取得して直ちに当院に勤務する意志のあること。
- (3) 心身ともに健やかであること。
- (4) 勤労看護学生でないこと。
- (5) 当院の就職採用試験受験前であること。

### (貸付額及び振込み)

第3条 貸付額は、月額50,000円とする。

- 2 奨学資金は、奨学生の指定口座（本人名義に限る。）に振り込むものとする。振込先、氏名、住所等の変更を生じた場合は、直ちに当院指定の用紙にて届け出なければならない。

### (貸付期間)

第4条 奨学資金の貸付期間は、各学校の修学年数とし、年次途中からの貸付の場合、申請月又は希望により1学年の初年次まで遡及して貸し付けるものとする。ただし、休学中及び留年期間中は、貸付対象外とする。

### (貸付申請手続)

- 第5条 奨学資金の貸付を受けようとする者は、当院指定の看護学生奨学資金申込書（様式1）に必要事項を記載し、履歴書、成績証明書又は合格通知書、健康診断書及び誓約書（様式2）を、本人、保護者及び独立して生計を営んでいる身元確実な保証人2名の連帯の上で提出しなければならない。
- 2 前項の連帯保証人は、当院に対して保護者、本人とともに債務の弁済義務を負うものとする。連帯保証人の押印の印鑑は、印鑑登録したものを使用し、印鑑登録証明書を添付するものとする。連帯保証人の変更又は住所変更が発生した場合は、当院に届け出なければならない。

### (貸付決定)

第6条 奨学資金貸付の申込みがあった場合は、その都度、病院長が決定するものとする。

(受給者の義務)

第7条 奨学資金の貸付けを受けた者及び償還資金を受けた者は、原則として、該当期間は当院に勤務しなければならない。

(奨学資金の返還等)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金を停止、辞退又は保留し、指定期日までに奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 学則退学者、自己都合、心身の健康問題等による中途退学者及び学修継続の見込みがない者は、直ちに奨学資金を停止し、それまでに受領した奨学資金の全額を返還しなければならない。
  - (2) 奨学資金を自己都合により辞退する場合は、直ちに停止又は保留した後、受領した奨学資金の全額を返還しなければならない。
  - (3) 当院の採用試験不合格者については、受領した奨学資金の全額を返還しなければならない。
  - (4) 奨学資金受給期間に満たず退職した者は、期間満了に満たない分を返還しなければならない。
  - (5) 奨学資金受給者が死亡したときは、期間満了に満たない分を返還しなければならない。
  - (6) 当院への就職を拒み、他施設へ就職した者は、受領した奨学資金の全額を返還しなければならない。
  - (7) 奨学生が修学中に成績又は心身の不調等により留年した場合は、受領した奨学資金を遡及して返還しなければならない。ただし、留年事由が学業以外で当院が認めた場合は、この限りでない。
  - (8) 当院採用試験合格後、国家試験不合格となり、次年度国家試験に再度不合格となった場合は、奨学資金を遡及して全額を返還しなければならない。
  - (9) 修学中及び就労中に、看護学生又は看護師としての本分にふさわしくない行為があった場合は、受領した奨学資金の全額を返還しなければならない。
- 2 奨学生が、退学、停学、休学等となった場合は奨学生本人が、奨学生本人が死亡した場合は保証人が、直ちに病院長に届出をしなければならない。
- 3 奨学資金の貸付けを辞退しようとする者は、奨学資金貸付辞退申請書(様式3)を病院長に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 病院長は、奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号に該当する場合は、奨学資金の返済の債務を免除するものとする。

- (1) 奨学生が、学校等を卒業後、直ちに当院の看護職員となり、貸付期間を勤務した

場合（当院に就職後、引き続き済生会松阪市民病院の看護職員として勤務した場合を含む。）は、返還金の全額を免除するものとする。4年貸付者は4年間勤務、3年貸付者は3年間勤務を要するものとする。

(2) 奨学生が、業務従事期間中に業務に起因する理由により死亡した場合には、返還金の全額を免除する。

2 返還金の免除を受けようとする者は、当院指定の返還免除申請書（様式4）を病院長に提出しなければならない。

（返還債務の猶予）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、病院長の承認を受けた上で、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 当院の奨学資金の貸付けを受けた者が、卒業後に、当院の病院長許可を受けて大学院、大学、保健師・助産師学校等へ進学し、直ちに当院に勤務できない場合は、学則に定める正規の在学期間内にかかる免許を取得するまでの間、支給された奨学資金全額の返還を猶予するものとする。

(2) 奨学生が卒業後、当院職員となって勤務するにあたり、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間については、病院長の許可により返還債務の猶予を認めるものとする。この場合、診断書の提出を必要とする。

(3) 奨学生が卒業後、1年を経過するまでに看護師免許を取得できず、当院で勤務した場合は、1年間の猶予を受けることができる。

(4) 途中契約解除後も学校に在籍しているとき。

2 返還債務の猶予を受けようとする者は、返還債務猶予申請書（様式5）を病院長に提出しなければならない。

（返還金額）

第11条 返還すべき額が生じた場合は、原則として返還する事由が生じた日の翌日から1か月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

2 卒業後に当院の職員になり、奨学資金の貸付けを受けた期間以内に退職した者は、奨学資金の貸付けを受けた期間（月数）より勤務月数を差し引いた月割相当額を返還するものとする。勤務月数とは、早退、遅刻及び欠勤なく勤務した月数とし、月の途中の退職など勤務が1か月に満たない月は含まない。

返還額＝返還資金受給総額÷返還資金受給月数×（修学月数－就職後の勤務月数）

（遅延利息）

第12条 正当な理由なく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、遅延利息3%を支払うものとする。

（その他）

第13条 奨学資金の貸付け及び返還の条件は、貸付中及び返還免除期間中に規程の変更

があっても、奨学資金貸付申請時の条件とする。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日より施行するものとする。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 12 日）

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 1 日）

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 20 日）

この規程は、令和 7 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 12 日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式1 (第5条関係)

看護学生奨学資金申込書 (西暦)                      年    月    日			
済生会松阪総合病院長 様			
私は、このたび済生会松阪総合病院看護学生奨学資金の貸付を受けたく次のとおり申請します。			
住 所 _____			
申請者 氏 名 _____ (印)			
生年月日        年    月    日生( 歳) _____			
※申請者が未成年者(18歳未満)の場合のみ、保護者欄をご記入ください。			
住 所 _____			
保護者(自署) 氏 名 _____ (印) 続柄(    )			
生年月日        年    月    日生( 歳) _____			
貸付を受けようとする金額	月額 円	貸付を受けようとする期間	年 月から 年 月まで        箇月
学 校 名	名 称		入学年月                      年    月
	所在地		卒業予定年月                      年    月
中学校卒業 以後の履歴	年    月		
	年    月		
	年    月		
	年    月		
貸付希望理由			

## 誓 約 書

（西暦） 年 月 日

済生会松阪総合病院長 様

この度、済生会松阪総合病院看護学生奨学資金貸付規程による奨学生に採用されるにあたり、修学中は学則を遵守し、卒業後は貴院に奉職することをここにお誓い申し上げます。

尚、万一勤務できなかつたときには、本規程により保証人と連帯のうえ貸付金を全額返還しますことをここに誓約申し上げます。

本人(奨学生)

氏 名 ⑩  
生年月日 (西暦) 年 月 日  
住 所  
電話 (自宅・携帯)

※申請者が未成年者（18歳未満）の場合のみ、保護者欄をご記入ください。

保護者（自署）

氏 名 ⑩ (本人との続柄 )  
生年月日 (西暦) 年 月 日  
住 所  
電話 (自宅・携帯)

連帯保証人（保護者と同一でも可）

氏 名 ⑩ (本人との続柄 )  
生年月日 (西暦) 年 月 日  
住 所  
電話 (自宅・携帯)

連帯保証人

氏 名 ⑩ (本人との続柄 )  
生年月日 (西暦) 年 月 日  
住 所  
電話 (自宅・携帯)

(注) 保証人の印鑑証明書を添付すること。